

税の勉強会

心とめくもりが届く

No.368

2017

6 JUNE



今月のお知らせ

今年度の住民税の特別徴収がはじまります
源泉所得税の納期の特例による納期限 7/10 (月)

- ◆ 個人情報保護法改正と事業者が対応すべきポイント
- ◆ 労働保険・社会保険の事務手続き
- ◆ はしやすめ ・ さよならだけが人生だ
- ◆ 税務まめ辞典 ・ 引き続き勤務する者に支払われる退職金とは



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

個人情報保護法改正と事業者が対応すべきポイント

5月30日以降、ほぼすべての企業に個人情報保護法上の義務が課されます

2005年4月に施行された個人情報保護法が、今年の5月30日に改正されました。背景には、通信教育大手のベネッセから3500万件の顧客情報が漏えいしたが、データを転売した名簿業者や、名簿を使って営業活動をした業者への責任が追及されず批判が高まったため、最近では日本年金機構の年金情報管理システムサーバーから個人情報がおよそ125万件、大手旅行会社JTBでも680万件の個人情報が流出しています。

個人情報5000件超が撤廃、1件でも対象事業者に

これまで個人情報保護法の対象となっていたのは、取り扱う個人情報が5000件を超える事業者のみでしたが、改正により個人情報（アドレス帳や従業員名簿等も含まれる）をデータベース化して事業活動に利用しているすべての事業者が対象となりました。

個人情報保護法における「事業」とは一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、営利・非営利を問いません。したがって、取り扱っている個人情報が従業員の個人情報のみの事業者や、非営利活動を行っている団体（NPO法人・自治会・町内会・同窓会など）であっても、個人情報データベース等（特定の個人情報をパソコンや紙面を用いて容易に検索することができるように体系的に構成したもの）を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当します。

個人情報の定義の明確化

今回の改正ではグレーゾーン解消のため個人の身体的特徴も対象になりました。顔認識・指紋認識データなど特定の個人の身体的特徴をデータ化したものや、マイナンバー・運転免許証番号・基礎年金番号・保険証番号・パスポート番号など個人に割り当てられる番号等が含まれる特定の個人を識別できる情報を「個人識別符号」とし、個人情報の対象として明確化されました。

また、本人に対する不当な差別や偏見が生じないように人種や信条、病歴、前科など特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」とし、情報を取得する場合には事前に本人の同意を得ることを原則義務化しました。これにより健康診断や人間ドックの受信結果を記録として保管する場合は事前に本人の同意が必要となりますので注意してください。

個人情報の流通の正確さを確保

本人の同意を得ずに個人情報を第三者提供する「オプトアウト規定」を利用する場合、データの項目等をあらかじめ本人に通知または本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ることが義務づけられました。

違反時の罰則とリスク

個人情報取扱事業者は法の定める義務に違反し、この件に関する主務大臣の命令にも違反した場合、「6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金」の刑事罰が課せられます。

個人情報データベース等を取扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を目的として個人情報データベースを第三者へ提供し、または盗用する行為を行った場合は「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となります。従業員が個人情報を名簿業者に売った場合は個人だけでなく法人も罰せられます。

加えて、漏えいした個人情報の本人から、漏えいによる被害や、実被害が無くても、漏えいしたという事実による損害賠償民事訴訟のリスクが発生します。ちなみに冒頭のベネッセはお詫びとして利用者1人あたり500円の金券を提供し、総額200億円を準備していると発表しています。

事業者の対応すべきポイント

取り扱う個人情報が5000件以下で、従業員が100人以下の事業者については、取り扱う情報量が一定程度にとどまることを踏まえて、事業規模や個人情報の利用の態様に応じた適切な方法が認められているため、**現在行われているマイナンバー制度への対応と同様の体制を整えておけば問題ありません**。具体的には下記のようなルールを守るように心がけましょう。

① 個人情報を取得する際に何の目的で利用するか本人に伝える

ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば逐一相手に伝える必要はありません。

② 取得した個人情報は利用目的の範囲内でしか使用しない

既に取得した個人情報を特定した目的以外に利用したい場合はあらかじめ本人の同意が必要

③ 取得した個人情報は安全に管理する

個人情報をパソコンで管理する場合はパスワードの設定やウイルス対策ソフトを導入する。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。

従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり言いふらさないように社員教育を行う。

④ 個人情報を第三者に渡す場合は本人の同意を得る

ただし、警察からの照会や人命にかかわる場合で本人からの同意を得るのが困難なときを除く。

⑤ 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる

会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら対応しなければならない。

労働保険・社会保険の事務手続き

労働保険の年度更新 申告と納付 6月1日（木）から7月10日（月）まで

28年度精算・29年度概算保険料は、申告と同時に、7月10日までの納付となります。概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）の場合や労働保険事務組合に手続きを委託している場合、保険料を3回で納めることができます。

その場合、第2期は10月31日、第3期は翌年1月31日が期限となります。（事務組合に加入する事業所は、事務組合が指定した日）

社会保険の算定基礎届の提出 毎年7月10日（月）まで

社会保険の算定基礎届は、7月1日現在で使用している全ての被保険者に対し4～6月に支払った賃金を基に年1回の標準報酬月額を決定する更新手続きです。

新しい標準報酬月額は、9月分保険料から1年間（月額変更該当する場合を除き）適用されます。ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方

※「届出用紙」で提出する場合は、備考欄に「7月月変」と記入してください。また、算定基礎届を提出した後に、8月および9月改定の月額変更該当した方については、月額変更が優先されますので、別途「月額変更届」の提出が必要となります。



はしやすめ

さよならだけが人生だ

久しぶり耳にした言葉に反応して取り上げてみました。表題の言葉は作家井伏鱒二（1898～1993）の名詞で、有名になった言葉です。勸酒という詩の名詞と言われるフレーズです。詩は中国、唐の時代、晩唐の頃、作者は于武陵、五言絶句の唐詩です。五言絶句とは五言（五つの漢字）の絶句、絶句とは、四つの行（四句）で現すという構成のことで。

「勸酒」	(酒を勧む)	
勸君金屈卮	(君に勧む金屈卮)	(この杯を受けてくれ)
満酌不須辞	(満酌辞するを須いず)	(どうぞなみなみ注がしておくれ)
花發多風雨	(花發げば風雨多く)	(花に嵐のたとえもあるぞ)
人生足別離	(人生別離足る)	(さよならだけが人生だ)

後半の二行、「花に嵐のたとえもあるぞ さよならだけが人生だ」と訳されたものが井伏鱒二の弟子の太宰治や、歌人の寺山修二の小説やエッセイなどの中で広く有名になりました。

友人との別れの席を詠んだ詩で、「花に嵐のたとえ」は、「花に風」という言い方と同じで、よいことは邪魔が入りやすい。「月に叢雲花に風」、要するに、月がせつかく出ているときに限って雲がもくもく出てしまったり、花がやっと咲いたと思ったときに嵐がきてしまう。「好事は去りやすいのが人生だ、せめて今夜は飲もう友よ」「さよならだけが人生だから、今この出会い、時間を大切にしよう」と言う意味合いでしょうか。

井伏鱒二の小説といえば「山椒魚」が真っ先に挙げられます。岩屋の棲家で二年間寝てしまい、体が大きくなって出られなくなった山椒魚は、まぎれこんできた蛙を、自分の頭を入口の栓にして閉じ込めてしまい、自分と同じ状態に置いてしまう。激しい口論となるが、2年経ち、友情が生まれる。この滑稽と悲哀がにじむ作品に感動して太宰治が井伏鱒二に弟子入りしたのは有名です。蛙は、息絶える前「今でも別にお前のことをおこつてはいないんだ」といって物語が終わります。ただし、後年、最後の蛙との和解の場面は削除され、敵対したまま自分の運命を観念した文章に改稿され、大きな波紋を呼びました。作者の迷いは人生の迷いと言っては失礼ですが“さよならだけが人生だ”と言っても刹那の人生を迷う人の姿がそこにあるようでした。

税務まめ辞典

引き続き勤務する者に支払われる退職金とは

退職金は、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与とされています。

しかし、次に掲げるような定年後再雇用をする従業員に支給する定年時退職金や非常勤役員として残る役員に支給する役員退職金など退職の事実が無いにもかかわらず支給され、退職所得として取り扱われるいわゆる『打切支給の退職金』と言われるものが認められています。

① 新たに退職給与規程や中小企業退職金共済制度などへ移行するなど相当の理由により退職給与規程を改正した場合に、使用人に対し、改正前の勤続期間に係る退職手当等として支払われるもの

② 使用人から役員になった人に対し、使用人であった勤続期間に係る退職手当等として支払われるもの

③ 役員の分掌変更等、例えば非常勤役員から非常勤役員になったこと、分掌変更等の後の報酬がおおむね50%以上減少したことなどで、職務の内容や地位が激変した役員に対して、分掌変更等の前の役員であった勤続期間に係る退職手当等として支払われるもの

④ いわゆる定年に達した後引き続き勤務する使用人に対して、定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われるもの

⑤ 労働協約等の改正により、定年を延長した場合に、旧定年に達した使用人に対し、旧定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われ、その支給につき相当の理由があると認められるもの

⑥ 法人解散後に引き続き役員又は使用人として清算事務に従事する人に対して、解散前の勤続期間に係る退職手当等として支払われるもの

この打切支給の退職金とは、引き続き勤務する者に対し使用者から退職金として一時に支給される給与で、その給与が支給された後、その者が実際に退職する時の退職金の計算上、その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支給されるものを言うので、その後には支払われる場合の退職手当等には勤続期間がリセットされるので注意が必要です。